

了鳥取県公報

平成15年11月21日(金) 第7538号

每週火 金曜日発行

	次
	<i>*</i> F
_	八

告	示	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (703) (税務課)1
		生活保護法による介護機関の指定 (704) (福祉保健課)1
		結核予防法による医療機関の指定 (705) (健康対策課)2
		土地改良区の役員の就退任 (706) (耕地課)2
		土地区画整理組合の解散の認可 (707) (都市計画課)2
		開発行為に関する工事の完了 (708) (")3
調達	公告	公募型プロポーザル方式による受注者の選定 (行政経営推進課)

鳥取県告示第703号

鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第193条第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特 約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成15年11月21日

鳥取県知事 片 山 善

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日		
有限会社明徳商会	鳥取市行徳一丁目231	平成15年8月31日		
代表取締役 石河 定子				

鳥取県告示第704号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年11月21日

鳥取県知事 片 山 善

名 称		主たる事務所の 所在地	居宅介護事業所 の名称	居宅介護事業所 の所在地	居宅介護事業所 の種類	指定年月日	
有限会社兵庫福祉		兵庫県神戸市須	グループホーム	岩美郡岩美町大	痴呆対応型共同	平成15年10月1日	

保険サービス	磨区戎町一丁目	松風の郷	字浦富1418 - 2	生活介護	
	2 - 5				
"	"	訪問介護ステー	"	訪問介護	平成15年10月29日
		ション松風の郷			
有限会社常田薬局	鳥取市西町二丁	常田調剤薬局	鳥取市西町三丁	居宅療養管理指	"
	目102 - 1		目110	導	
"	"	つばさ薬局21	鳥取市湖山町北	"	"
			二丁目557		
小原商事株式会社	米子市道笑町四	青空薬局	米子市道笑町四	"	"
	丁目138		丁目122 - 8		

鳥取県告示第705号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年11月21日

鳥取県知事 片 山 善博

名 称	所 在 地	指定年月日
ウェルネス薬局角盤店	米子市角盤町3-84	平成15年11月13日

鳥取県告示第706号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市四ケ村堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年11月21日

鳥取県知事 片 山 善博

退任した役員の氏名及び住所

監 事 来 海 照 雄 米子市兼久134 平成15年3月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事高田 勉 米子市兼久5平成15年4月1日就任 任期平成17年4月11日まで

鳥取県告示第707号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第45条第 2 項の規定に基づき、米子市蚊屋土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年11月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 事業施行期間

平成12年2月4日から平成16年3月31日まで

2 施行地区

米子市蚊屋字下亀田、字南亀田及び字清水の各一部

- 3 設立認可の年月日
- 4 解散認可の年月日

平成15年11月12日

平成12年 1 月31日

鳥取県告示第708号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により 告示する。

平成15年11月21日

鳥取県知事 片 山

- 1 開発許可の年月日及び番号 平成15年8月6日鳥取県指令八県土維8第3号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八頭郡郡家町大字福本及び大字下門尾
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉方町二丁目222 - 1

株式会社エステートセンター 代表取締役 前田利明

達公 告 調

公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

平成15年10月28日付鳥取県公報第7531号中調達公告公募型プロポーザル方式による受注者の選定は、廃止する。

平成15年11月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の内容

(1) 業務の詳細

本件業務は、県民等がインターネット等を利用して申請を行うための電子申請システム及び電子的に文書 処理、決裁等を行うための総合文書管理・電子決裁システムを開発し、及び次のとおり納入すること。

ア 借入物品の名称及び数量

電子申請・総合文書管理・電子決裁システム 一式

イ 借入物品の仕様

企画提案書作成要領及び電子申請システム及び総合文書管理・電子決裁システム調達仕様書(以下「調 達仕様書」という。) による。

ウ 借入期間

平成17年2月1日から平成22年1月31日まで

工 納入期限

平成17年1月31日 (月)

オ 納入場所

鳥取市東町一丁目220 財団法人鳥取県情報センター

(2) 予算額 200,000千円を上限とする。

2 参加資格

参加できる者は、共同企業体であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 共同企業体に関する条件
 - ア 共同企業体が、2名以上により自主的に結成されたものであること。
 - イ 共同企業体のうち1名以上は、平日(休日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)以外の日をいう。) 県が連絡してから2時間以内に保守業務に着手できる者であること。
 - ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
 - エ 各構成員が、本件業務の企画提案において他の共同企業体の構成員でないこと。
 - オ 電子申請システム及び総合文書管理システムに係る基本設計の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (2) 共同企業体の構成員の資格
 - ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 平成15年11月21日 (金) から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取 県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - ウ 平成15年11月21日 (金) から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社 更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成 11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
 - エ 本件業務の企画提案書の提出の日までに、平成14年鳥取県告示第64号 (物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格のうちリース、レンタルに係るものを有している構成員が1名以上であり、かつ、情報処理サービスに係るものを有している構成員が1名以上であること。

3 企画提案書の評価

(1) 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者、行政関係者等で構成する電子申請・総合文書管理・電子決裁システム 構築企画提案書評価委員会(以下「評価委員会」という。)が別に定める評価基準に基づき、各評価項目の 得点を加算する方法により得点を算出して行う。

(2) 最優秀提案者の選定

最優秀提案者は、(1)により算出された合計得点の最も高い者とする。

4 手続等

(1) 担当部局 (書類の提出先及び問合せ先)

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課電子県庁担当 (鳥取県庁本庁舎4階)

電話0857 - 26 - 7614

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) 説明書等の交付

ア 交付期間

平成15年11月21日 (金) から同年12月3日 (水) までの日 (休日を除く。) の午前9時から午後5時まで

- イ 交付場所
 - (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の提出
 - ア 提出方法

調達仕様書に基づき、企画提案書を作成し、持参すること。

- イ 提出場所
 - (1)に同じ。
- ウ 提出期限

平成15年12月12日 (金) 午後5時まで

- (4) 質問の受付
 - ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、調達仕様書に基づき、質問書を作成し、電子メール を利用して、鳥取県総務部行政経営推進課電子県庁担当に提出すること。

イ 提出期間

平成15年11月21日 (金) から同年12月3日 (水) まで

5 契約の締結

最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、評価委員会による審査の結果、その提出 した企画提案書が優れていると認められた順に、その提出者と順次契約の交渉を行う。

- 6 その他
 - (1) 契約書の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4の(1)に同じ。

(3) 詳細は、調達仕様書による。

- 7 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products: 1set of System for electoronic Application, electoronic Document Management and electoronic Workflow System
 - (2) December 12, 2003 5:00 PM: Time limit for submission of documents for qualification confirmation
 - (3) For further inquiries please contact: New Public Management Division Tottori Prefectural Government 1 220 Higashi machi Tottori shi 680 8570 Japan TEL: 0857 26 7614

6	平成15年11月21日	金曜日	鳥	収	県	公	鞍	第7538号
I								
I								
l								
I								
l								
I								
l								
I								
I								
1								
I								
I								
I								
l								
I								
l								
I								
l								
I								
l								
I								
l								
I								
l								
I								
l								
I								
l								
I								
I								
I								
I								
I								
I								
1								